居宅支援費支給量決定基準(身体障害者福祉法)

支給申請対象者 身体障害者手帳を所持し、居宅において生活を営んでいる満16歳以上の者で、それぞれの支援費種類について、下表の「要件」に掲げる基準を満たす者 こ 支値量決定基準 下表のとおり

種類	要件			支給量基準		掩要	介護保険法·生活保護法(介護扶助)による併給制	
TEAR	211	条件 勘案事項表(1)に掲げる勘案事項の各項[支給量(月) 目の該当する	特例加算	11034	限	
居宅介護支援 (身体介護中心)	重度の身体上の障害によ り、日常生活を撃むのに著 しい支障がある	点数の	D和が 3点以上8点以下	10時間以内	生活環境、行動障害及びその他の疾病等の状況停を考慮した 結果、左欄で決定される区分に基づく支給量では著しい不都合か、 生じる場合は、一区分の範囲内で支給量を増減することができる。 二人ヘルパー液谱が必要な場合は、左欄で決定される支給量に最大30時間を加算することができる。 重度の知的障害がある場合は、左欄で決定される支給量に最大158間を加算することができる。 直接で加算することができる。 ・ 助来事項表(1)の掲げる勘来事項の全項目が「全介助、であって、生活環境、家庭状況等により身体介護業券において特に重 介護を要する場合は、左側で決定される支給量に最大00時間を 加算することができる。	改正前の身体障害者福祉法(以下'法,という、)第18条第1項第1号 全身性重度障害者介護、派遣事業を含まない。以下次号並びに「居 石分譲(軍等期中心業務)の規範中第1号及が第2号において同 以、の規定により匿宅が進を受けている者について、現に決定を受けて いもサービス屋(以下:現サービス屋をを診量の上限とすることがで 考を整を上回ら場合は、現サービス屋をを診量の上限とすることがで 考え、ただ」、居宅で有に実施性的から、と世代子目の時間、接続的		
			9点以上14点以下	20時間以内		生じる場合は、一区分の範囲内で支給量を増減することができる。	改正前の法第18条第1項第1号の規定により居宅介護を受けている 者について、現サービス量が、左欄により決定される支給量を下回る場合は、身体状況・生活環境等に奢いい変動のない場合に限り、現サービ	介護保険法の保険給付を受けることができる者又 は生活保護法による介護扶助を受けることができ 場る者(満40歳以上満65歳未満の医療保険未加入者 として、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病に該
			15点以上19点以下	30時間以内		量を支給量の上限とすることができる。 知的障害者福祉法の規定により「周宅介護」又は「地域生活援助」の 給決定を受けている間は支給しない 「周宅介護(日常生活支援中心)」の支援費支給決定を受けている者	当する書を除く)は、それぞれの法で受けることができる部分については支給しない。	
			20点以上	45時間以内		については支給しない。 身体障害者自立支援事業によるサービスの提供を受けることができ る者については支給しない。		
		勘案	事項表(2)に掲げる勘案事項の各項 D和が	目の該当する				
	重度の身体上の障害により、日常生活を含むのに著 い、支障がある	2s	2点以上3点以下	10時間以内		改正前の法第18条第1項第1号の規定により居宅介護を受けている 者について、現サービス重が、左欄により決定される支給重を上回る場合は、現サービス重を支給置の一限をすることができる。 改正前の法第18条第1項第1号の規定により居宅介護を受けている	介護保険法の保険給付を受けることができる者又 は生活保護法による介護技助を受けることができ る者、湯40回と川馬68歳未満の保険保険末加入者 で、介護保険法施行令第2条号号の特定疾病に該 当する者を除り、よそれぞれの法で受けることがで きる部分については支給しない。	
居宅介護支援 (家事援助中心)			4点以上6点以下	20時間以内		改正部の法第18条第17億第1号の規定により原宝分(種を受けている 若が現サービス量、左側により決定される支給量を下回る場合は、身体 状況、生活環境等に高いし変動のない場合に限り、現サービス量を支給 園の上限ですることができる。 知的陶書者福祉法の規定により「居宅介護、又は「地域生活援助」の を給決定を受けている間はで参加とない。		
			7点以上10点以下	30時間以内		「原宅介護(身体介護中心)」の特例加算欄中第4号の適用を受けて いる者については支給しない。 「原宅介護(月常生活支援中心)」の支援費支給決定を受けている者 については支給しない。		
			11点以上	45時間以内		身体障害者自立支援事業によるサービスの提供を受けることができる者については支給しない。		
	重度の視覚障害又は全身 性のために、単独での外出 が困難	勘案制	■項表(1)に掲げる勘案事項のうち、 介助」以上であって、「食事行為」及	「移動(室外)」が び「排泄行為」が、				
居宅介護支援 (移動介護中心)			ともに「一部介助」以上の場合	身体介護を伴う 60時間以内		知的障害者福祉法の規定により「居宅介護」の支給決定を受けている 間は支給しない。		
			上記以外の場合	身体介護を伴わない 60時間以内				
		和が2 各項目	事項表(1)勘案事項の各項目に該当 0点以上で、かつ勘案事項表(2)の 目に該当する点数の和が11点以上で が特に必要な場合であって、	勘案事項の		改正前の法第18条第1項第1号(全身性重度障害者介護人派遣事業 を含む、以下次号において同じ、の規定により隔ぎ介護を受けている 者について、現サービス量が、左欄により決定される交給産を上回る場 合は、現サービス量を支給量の上限とすることができる。ただし、この場 合であっても支給量は月308の間を移るることはできない。		
居宅介護支援			身体障害者自立支援事業による サービスの提供を受けることがで きる場合	75時間以内		改正前の法第18条第1項第1号の規定により固宅介護を受けている 者について、現サービス量が、左欄により決定される支給量を下回る場合は、身体状況・生活環境等に審して変動のない場合に限り、現サービス量を会験員のご思くすることができる。	る者(満40歳以上満60歳未満の医療保険未加入者で、介護保険法施行今第2条告号の特定疾病に該当する者を除く)は、それぞれの法で受けることができる部分については支給しない。	
(日常生活支援中心)			身体障害者自立支援事業による サービスの提供を受けることがで	120時間以內	単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、夜間の見守り等を 含めた継続的な介助を必要とする場合は、左欄で決定される支 給量に最大120時間を加算することができる。	知的障害者福祉法の規定により「居宅介護」又は「地域生活援助」の 支給決定を受けている間は支給しない。 単島世帯又はこれに揮ばる世帯であって「屋宅介護」口管生活支援		
			きない場合		単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、二人ヘルパー派遣が必要な場合は、左側で決定される支給量に最大30時間を加算することができる。			
短期入所支援				7日以内	緊急かつやむを得ない事情により屈宅での生活が著しく困難で あって、短頭入所によらなければならない特別な事情がある場合 最大31日とすることができる。	知的魔書者福祉法の規定により「短期入所」の支給決定を受けている間は支給しない。 身体障害者自立支援事業によるサービスの提供を受けることができる者については支給しない。	介護保険法の保険給付を受けることができる者又 は生活保護法による介護状防を受けることができ る者、海が限し、川高の商業未満の医療保険未加入者 で、介護保険法施行令第2条合号の特定疾病に該 当する者を除くについては支給しない。	
デイサービス支援	Į.			14日以内		知的障害者福祉法の規定により「デイサービス」の支給決定を受けている問は支給しない。	介護保険法の保険給付を受けることができる者又 は生活保護法による介護扶助を受けることができる者又 は生活保護法による介護扶助を受けることができ る者、海の館以上海65歳未満の医療保険未加入者 で、介護保険法所で第2条号の特定を傾い送り 当する者を除くいこいでは立始しない。ただし、身 体障害者デイサービスを受けることが特に必要と認 められる者についてはこの限りではない。	

居宅支援費支給量決定基準(知的障害者福祉法)

支給申請対象者
児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害の判定を受け、居宅において生活を営んでいる満18歳以上(地域生活援助にあっては満15歳以上)の者で、それぞれの支援費種類について、下表の「要件」に掲げる基準を満たす者 立 支給量決定基準 下表のとおり

種類	要件			支給量基準		摘要	介護保険法・生活保護法(介護扶助)による併給制		
1228	1		条件 事項表(1)に掲げる勘案事項の各項	支給量(月) 目の該当する	特例加算	19130	限		
	知的障害により、日常生活 を営むのに著しい支障があ る	点数の	の和が 3点以上8点以下	10時間以内	生活環境、行動障害及びその他の疾病等の状況等を考慮した 結果、左欄で決定される区分に基づ、支給量では著しい不都合が 生じる場合は、一区分の範囲内で支給量を増減することができ る。 二人ヘルパー派遣が必要な場合は、左欄で決定される支給量 に最大30時間を加算することができる。 重度の肢体不自由がある場合は、左欄で決定される支給量に 最大16時間を加算することができる。	改正前の知的障害者福祉法(以下'法」という。)第15条の3第1項の規 定により居宅介護を受けている者について、現に決定を受けているサー 乙才量(以下'現サービス量」という。)が、左欄により決定される安給量を 上回る場合は、現サービス量を支給量の上限とすることができる。ただ	介護保険法の保険給付を受けることができる者又は生活保護法による介護扶助を受けることができる者。 者、海心原以上減55歳未満の医療保険未加入者 て、介護保険を持つ第2年等号の特定疾病に該 当する者を除いは、それぞれの法で受けることがで きる部分については支給しない。		
			9点以上14点以下	20時間以内		では、 改正前の法第15条の3第1項の規定により居宅介護を受けている者が 現サービス量が、左欄により決定される支給量を下回る場合は、身体状 況・生活環境等に著しい変動のない場合に限り、現サービス量を支給量			
			15点以上19点以下	30時間以内					
			20点以上 10 元 月 17 元 加 京東 16 元 2) に 現 げる 加 京東 16 小 名 16	45時間以内		に一部介助以上の場合は、この規定に関わらず、月10時間以内に限り 支給決定することができる。			
		勘案員	家事項表(2)に掲げる勘案事項の各項目の該当する 效の和が						
居宅介護支援 (家事援助中心)	知的障害により、日常生活 を営むのに著しい支障があ る		2点以上3点以下	10時間以内	生活環境、行動障害及びその他の疾病等の状況等を考慮した 結果、左側で決定される区分に基づ、支給量では著しい不都合か 生じる場合は、一区分の範囲内で支給量を増減することができ る。 重度の肢体不自由がある場合は、左側で決定される支給量に 最大15時間を加算することができる。	改正前の法第15条の3第1頃の規定により居宅介護を受けている者に ついて、現サービス量が、左側により決定される支給量を上回る場合は、	る一部による日底が成立というというというとなる。 者(満名の歳以上満65歳未満の医療保険未加入者 で、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病に該 当する者を除くは、それぞれの法で受けることができる。		
			4点以上6点以下	20時間以内		が 現サービス量が、左欄により決定される支給量を下回る場合は、身体状況・生活環境等に著いい変動のない場合に限り、現サービス量を支給量の上限とすることができる。			
			7点以上10点以下	30時間以內					
		斯宏斯	11点以上 11点以上 事項表(1)に掲げる勘案事項のうち、	45時間以内					
	知的障害により、単独での 外出が困難である	一部	3介助」以上であって、「食事行為」及	び「排泄行為」が、	I	-			
居宅介護支援 (移動介護中心)			ともに「一部介助」以上の場合	身体介護を伴う 30時間以内	特に重度の限率により、外出時において二人のヘルパーによる や助が必要な場合は、左側で決定される支給量に最大30時間(身 体介護を伴う)を加算することができる。 重度の視覚施帯又は全身性障害がある場合は、左側で決定さ れる支給量に最大30時間(身体介護を伴う)を加算することができ る。	身 身体障害者福祉法の規定により「居宅介護」の支給決定を受けている 間は支給しない。			
			上記以外の場合	身体介護を伴わない 30時間以内					
短期入所支援				7日以内	緊急かつやむを得ない事情により居宅での生活が著しく困難で あって、短期人所によらなければならない特別な事情がある場合 は、最大31日とすることができる。	身体障害者福祉法の規定により「短期入所」の支給決定を受けている間は支給しない。	介護保険法の保険給付を受けることができる者又は生活保護法による介護扶助を受けることができる者(満40歳以上満65歳未満の医療保険未加入者で、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病に該当する者を除く)については支給しない。		
デイサービス支援	·			14日以内		身体隔審者福祉法の規定により「デイサービス」の支給決定を受けてい る間は支給しない。	介護保険法の保険給付を受けることができる者又 は生活保護法による介護扶助を受けることができる 者、浄の聴い上海65歳未満の医療保険未加入者 で、介護保験法施行令第2条号の特定疾病に該 当する者を除いについては支給しない、ただし、知 的障害者プイサービスを受けることが特に必要と認 められる者についてはこの限りではない。		
地域生活援助支 援 ₍ グループホー ム)	共同生活住居への入所を 必要とする者(人院治療を 必要とする者を除く)						介護保険法の保険給付を受けることができる者又 は生活保護法による介護扶助を受けることができる 者(海内鹿以上海65歳未海の医療保険未加入者 て、介護保険施行令第2条各号の特定疾病に該 当する者を除(のうち、現に特定施設入所者生活 介護又体規定が成立、現に特定施設入所者生活 介護又体規定が成立、現に特定施設入所者と る者については支給しない。		

居宅支援費支給量決定基準(児童福祉法)

支給申請対象者 身体障害者手帳を所持又は身体障害者手帳を所持できるのと同等の身体の障害を有する、若しくは、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害の判定を受け、居宅において生活を営んでいる満18歳未満の児童で、下表の「要件」に掲げる基準を満たす児童の保護者 二 支給量決定基準 下表のとおり

				支給量基準			
種類	要件	条件 支給量(月) 特例加算			特例加算	摘要	
(身体介護中心)	重度の身体上の階書又は 重度の心身の障害(知的障 審単独を含む)により、日常 生活を営むのに著しい支障 がある		案事項表(1)に掲げる勘案事項の各項目の該当する 效の和が			改正前の児童福祉法(以下「法」という。)第21条の10第1項の規定に	
			3点以上8点以下	10時間以内	生活環境、行動障害及びその他の疾病等の状況等を考慮した 結果、左欄で決定される区分に基づく支給量では著しい不都合が 生じる場合は、一区分の範囲内で支給量を増減することができる。 二人ヘルパー派遣が必要な場合は、左欄で決定される支給量 に最大30時間を加算することができる。 重度の肢体不自由及び重度の知的障害が重複している場合 は、左欄で決定される支給量に最大15時間を加算することができる。	より居宅介護を受けている省について、現に決定を受けているサービス 豊(以下・現サービス量、という。)が、左側により決定される支給量を上 回る場合は、現サービス量を支給量の上限とすることができる。ただし、 「居宅介護支援(家事援即中心)、と併せて月120時間、特例加算欄中第 号を適用する場合は月150時間)を超えるととはできない。	
			9点以上14点以下	20時間以内		改正前の法第21条第1項の規定により居宅介護を受けている者につ いて、現サービス量が、左欄により決定される支給量を下回る場合は、	
			15点以上19点以下	30時間以内		身体状況・生活環境等に著しい変動のない場合に限り、現サービス量を 支給量の上限とすることができる。 知的障害者福祉法の規定により「地域生活援助」の支給決定を受け いる間は支給しない、ただし、勘案事項表(1)に掲げる勘案事項のうち 「排泄行為」及び「入浴介助」がともに一部介助以上の場合は、この規定 に関わらず、月10時間以内で支給することができる。	
			20点以上	45時間以内			
			勘案事項表(2)に掲げる勘案事項の各項目の該当する 点数の和が				
居宅介護支援 (家事援助中心)	重度の身体上の階書又は 重度の心身の障害(知的障 書単独を含む)により、日常 生活を営むのに著しい支障 がある	MRX.	2点以上3点以下	10時間以内		改正前の法第21条の10第1項の規定により居宅介護を受けている書 について、現サービス量が、左欄により決定される支給量を上回る場合 は、現サービス量を交換量の上限とすることができる。	
			4点以上6点以下	20時間以内	生活環境、行動障害及びその他の疾病等の状況等を考慮した 結果、左欄で決定される区分に基づく支給量では著しい不都合が 生じる場合は、一区分の範囲内で支給量を増減することができ る。	改正前の注第21条の10第1項の規定により居宅介護を受けている者 について、現サービス量が、左欄により決定される支給量を下回る場合 は、身体状況・生活環境等に著しい変動のない場合に限り、現サービス 量を支給量の上限とすることができる。 知的障害者福祉法の規定により「地域生活援助」の支給決定を受けている間は支給しない。	
			7点以上10点以下	30時間以内	重度の肢体不自由及び重度の知的障害が重複している場合 は、左欄で決定される支給量に最大15時間を加算することができる。		
			11点以上	45時間以内			
			楽事項表(1)に掲げる勘案事項のうち、「移動(室外)」が 一部介助,以上であって、「食事行為,及び「排泄行為」が、				
居宅介護支援 (移動介護中心)	重度の視覚障害、重度の全 身性障害又は知的障害に より単独では外出が困難な 満15歳以上(満15歳以上の		ともに「一部介助」以上の場合	身体介護を伴う 30時間以内	重度の視覚障害又は全身性障害及び重度の知的障害を重複し		
	中学生は除く)の児童				て有する場合は、左欄で決定される支給量に最大30時間(身体介護を伴う)を加算することができる。		
			上記以外の場合	身体介護を伴わない 30時間以内			
短期入所支援				7日以内	緊急かつやむを得ない事情により居宅での生活が著しく困難であって、短期人所によらなければならない特別な事情があると児童福祉総合センター所長が認めた場合は、最大31日とすることができる。		
デイサービス支援				14日以内	月14日以内を超えて利用する必要があると児童福祉総合センター 所長が認めた場合は、最大23日とすることができる。		